

定例委員会会議録

委員長 浅沼 敏幸

委員 中村 映子

委員 本橋 正壽

委員 岩崎 典子

- 1 日時 令和6年12月2日(月) 午前10時00分
- 2 場所 選挙管理委員会室
- 3 出席者 委員4名、事務局長、係長3名、書記1名
- 4 議案 (1) 選挙人名簿の登録および抹消について
- 5 報告 (1) 練馬区特別職報酬等および議会政務活動費審議会答申(写)の送付について
(2) 公職選挙法等改正要望の検討について
(3) 令和6年東京都選挙事務運営協議会総会の開催等について
- 6 その他 (1) 日程について
(2) その他

午前 10 時 00 分、浅沼委員長開会を宣す。

【議案】

(1) 選挙人名簿の登録および抹消について

選挙係長より、公職選挙法第 22 条の規定により、令和 6 年 12 月 1 日現在において 4,693 人の定時登録を行うこと、公職選挙法第 28 条の規定により、死亡・国籍喪失・失踪者を 242 人、4 か月経過者を 2,032 人、在外移転者を 0 人、誤載者を 1 人、総計 2,275 人の抹消を行うと説明があり、可決された。

令和 6 年 12 月 1 日現在の選挙人名簿登録者数は 622,087 人となる。

(質疑・応答)

特になし。

【報告】

(1) 練馬区特別職報酬等および議会政務調査費審議会答申（写）の送付について

庶務係長より、令和 6 年 11 月 27 日付けで答申のあった、練馬区特別職報酬等および議会政務調査費審議会答申（写）の送付について報告があった。

上記の改定に伴い、今後選挙管理委員会委員の報酬月額も改定予定である。

(質疑・応答)

特になし。

(2) 公職選挙法等改正要望の検討について

庶務係長より、特別区選挙管理委員会連合会主任書記会代表幹事から意見照会のあった、公職選挙法等改正要望事項の検討について説明があった。中央区から

は①、港区から②、新宿区から③から⑤、杉並区から⑥から⑦、葛飾区から⑧、江戸川区から⑨の要望が提出されている。内容は以下のとおり。

① ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスター（5号ポスター）及びポスター掲示場の使用等について、(1)ポスター掲示場の区画を割り当てられた立候補者の氏名・写真を必ず掲載することとし、政治団体名や代表者名、本人以外の政治団体代表者等の写真等を掲載する場合は、立候補者の氏名・写真の掲載面積より一定の面積（例：2分の1）以下とする。(2)選挙公報についても、政治団体名や代表者名、本人以外の政治団体代表者等の似顔絵等を掲載する場合は、立候補者の氏名・写真の掲載面積より一定の面積（例：2分の1）以下とする。

(3)立候補者に割り当てられたポスター掲示場の区画は、有償・無償にかかわらず、第三者への提供を禁止する。(4)ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスター（5号ポスター）の掲示内容についても、公職選挙法第150条の2（政見放送における品位の保持）の規定を準用する。また、公職選挙法第150条の2（政見放送における品位の保持）の規定中の「善良な風俗を害した場合」にも罰則を設けることを要望する。

② 公正・公平な選挙執行について、公職選挙法に基づく適正な選挙執行の観点から、新たな選挙課題等に対応できる制度改正を要望する。

③ 財産上の利益の提供を引き換えにした選挙運動用文書図画（選挙運動用通常葉書、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスター）の利用権等の供与の禁止について、公職選挙法第142条及び同法第143条に「寄附その他いかなる名義をもってするを問わず、財産上の利益の提供を引き換えとした選挙運動用文書図画の利

用権等の供与」を禁止する旨の条文を加えることを要望する。

④ 選挙運動用ポスター掲載文への「品位保持」規定の準用について、公職選挙法第 144 条に同法第 150 条の 2 の準用規定を置くことを要望する。

⑤ 選挙運動用ポスターに係る法定記載事項への「候補者氏名」の追加について、公職選挙法第 144 条第 5 項に規定する法定記載事項に「候補者氏名」を加えることを要望する。

⑥ 選挙運動用ポスターに掲載している QR コードの規制について、選挙運動用ポスターに掲載できる QR コードの制限を候補者の政見等に関するサイトへのアクセスのみとし、選挙とは関係のないサイト(商品販売、アダルトサイト等)へ繋がる QR コードの掲載を禁止することを要望する。

⑦ ポスター掲示場の候補者掲示枠の提供(譲渡)規制について、公職選挙法第 144 条の 2 にポスター掲示場の提供(譲渡)規制の項目を新設と同法第 143 条又は 144 条に候補者以外の顔写真の掲載禁止等の条文を新設する。

⑧ 公営ポスター掲示場への選挙運動用と認められないポスターの掲示禁止について、公職選挙法第 143 条に、公営ポスター掲示場へ選挙運動用と認められないポスターの掲示禁止を明記することを要望する。

⑨ 天災その他避けることのできない事故による投票所の閉鎖について、公職選挙法第 40 条および公職選挙法施行令第 44 条において、天災その他避けることのできない事故に因り安全確保上必要な場合の閉鎖時刻を繰り上げや、一時閉鎖が可能となる文言を追加することを要望する。

上記 9 件に関して、事務局内で検討し、後日再度委員会にてお諮りする。

(質疑・応答)

委員：特別区選挙管理委員会連合会主任書記会とは何か。

事務局：特別区 23 区における選挙管理委員会の係長級から構成される会である。

(3) 令和 6 年東京都選挙事務運営協議会総会の開催等について

庶務係長より、令和 6 年 11 月 27 日付けで東京都選挙事務運営協議会より通知のあった、令和 6 年東京都選挙事務運営協議会総会の開催等について説明があった。

(質疑・応答)

特になし。

【その他】

(1) 日程について

今後のスケジュールについて、委員会日程予定表で確認した。

次回は、12 月 12 日（木）10 時 00 分から定例委員会を開催する。

(2) その他

午前 10 時 35 分 浅沼委員長閉会を宣す。
